

東御市生ごみ専用袋作成委託業務プロポーザル説明書

1 業務目的

東御市では、上田地域広域連合で進められている「資源循環型施設」、統合クリーンセンター・統合リサイクルプラザの整備を推進するため、東御市一般廃棄物処理基本計画等に基づく、減量化目標値の達成のため、生ごみリサイクルシステムづくりに向けて、ハード面では、生ごみリサイクル施設の建設を、ソフト面では、生ごみ分別収集システムづくりを進めてきました。

本業務は、生ごみリサイクル施設での優良堆肥の生産と、生ごみ分別収集が市民の皆様の理解を得て、適切に実施されるために、「生ごみ」の収集運搬に適し、機能的で経済性及び供給の安定性に優れた専用袋の作成について、その業務に関わる発注を目的とする。

2 業務概要

(1)委託業務名 東御市生ごみ専用袋作成委託業務

(2)委託業務内容

ア 生分解性プラスチックを材料に、家庭系生ごみ用専用袋及び事業系用生ごみ専用袋を作成し、市の指定する場所に納入を行う。

イ 密閉式発酵装置に適した生分解性プラスチックの専用袋とする。

ウ 継続的に安定供給できる専用袋とする。

エ 納入回数は、年間複数回とし、在庫数量から、発注者と協議にて発注数量を決定し作成を行う。

オ 専用袋の仕様は、別紙1の内容を満たすものとするが、提案が可能な範囲は審査にて判断する。

(3)予算額 市の予定価格以内とする。なお、見積額が1種類でも予定価格を超えた場合は、失格とする。（各々の袋1枚当たりの金額）また、参加表明書及び提案書の作成・提出並びに審査に関するヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

(4)履行期間 契約締結日から平成30年3月31日まで

但し年度毎の予算成立を前提として平成32年3月31日まで、自動更新とする。

(5)発注者 東御市長 花岡 利夫

(6)業務成果品

ア 生分解性プラスチック 家庭系生ごみ専用袋
平成29年度 予定数量 150,000枚

イ 生分解性プラスチック 事業系生ごみ専用袋
平成29年度 予定数量 60,000枚

(7)納入期限

初回の納入期限は、平成29年10月31日までとする。発注数量は、発注者との協議により決定する。

3 参加要件

- (1) 参加表明書提出の時点において平成29年度の東御市における物品等の入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができるものに該当しないものであること。
- (3) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (4) 東御市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成16年告示第14号。以下「指名停止要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社再生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。
 - ① 本店及び事業所が所在する都道府県及び市区町村の税
 - ② 消費税及び地方消費税

4 手続き等

(1) 担当部局

〒389-0516 長野県東御市田中 656 番地 2
東御市役所市民生活部生活環境課クリーンリサイクル係
(東部クリーンセンター内)
電話：0268-63-6814 (FAX 兼用)
電子メール：clean-center@city.tomi.nagano.jp

(2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付

ア 交付資料

- ① プロポーザル説明書 (本書)
- ② プロポーザル作成要領

イ 交付期間

平成29年7月13日 (木) から7月24日 (月) まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)
交付時間は、午前9時から午後5時まで (最終日は午後3時まで)

ウ 交付場所 上記(1)の担当部局

上記資料は、東御市のホームページからも入手可能
(URL：<http://www.city.tomi.nagano.jp/>)

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成29年7月24日 (月) 午後5時まで
イ 提出場所 上記(1)の担当部局
ウ 提出方法 持参 (土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。) 又は郵送 (配達証明付書留郵便に限る。提出期限内必着のこと)
エ 様式 別添のプロポーザル作成要領に定めるところによる。

(4) 参加表明及び業務内容に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- ア 質問は、文書 (様式は別紙による) の持参 (土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)、郵送 (配達証明付書留郵便に限る) 又は電子メールにより受け付ける (ただし、電子メールの場合は必ず電話にて担当部局に着信を確認すること)。

① 質問の提出先：上記(1)の担当部局

② 質問受付期間：平成29年7月13日（木）から平成29年7月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 質問に対する回答は、平成29年7月20日（木）までに、電子メールにて回答する。なお、平成29年7月24日（月）までに全ての質問回答を市ホームページに掲載する。（質問者名は不掲載）。

(5) 提案書提出要請者の決定及び通知（第一次選考）

ア 市は、参加表明書提出者の選定基準に基づき、提出された参加表明書等の書類審査により提案者を選定する。

イ 市は前項の選定を受けた者に対し、提案書の提出の要請をするものとし、提出を要請しないとした者についても、書面によりその旨を通知するものとする。

ウ 第一次選考結果の通知 平成29年7月25日（火）発送（予定）

(6) 提案書の提出

ア 提出期限 平成29年8月1日（火） 午後3時まで

イ 提出場所 上記(1)の担当部局

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、8月1日（火）は、午後3時まで）又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。）

エ 様式 別紙のプロポーザル作成要領に定めるところによる。

(7) 最優秀提案者の特定（第二次選考）

第一次選考を通過し、提案書を提出した者について、第二次選考において評価委員会が提案書の評価及びヒアリングを実施し、最優秀提案者の特定基準に基づき、提案者の順位を決定する。なお、ヒアリングの詳細は、別途通知する。

5 参加表明書提出者の選定基準及び最優秀提案者の特定基準

(1) 参加表明書提出者の選定基準（第一次選考）

評価項目	評価事項	
1 基本的事項	参加要件	適切である

(2) 最優秀提案者の特定基準（第二次選考）

評価項目	評価事項	
1 価格点（50点） ・家庭系（40点） ・事業系（10点）	見積価格の妥当性	最低見積価格との比較 比較は、税抜き価格で行い、少数点第3位以下を切り捨てる
2 企業実績 （12点）	同種又は類似業務実績	企業及び本業務従事者に以下の実績があるか ・地方公共団体発注の納品、製造の業務実績
3 提案内容 （38点）	業務の基本認識	構築するシステムと専用袋の関連性が適切である
	専用袋の性能	耐久性等の袋の性能について、理論的且つ具体的な提案がされているか
	指定提案事項	専用袋の改良、色の選定、製造月からの強度（使用期限）納入回数、適正管理方法等について具体的な提案がされているか
	安定供給と緊急対応性	安定供給と緊急対応策は十分であるか

6 評価

(1) 第一次選考：平成29年7月25日頃の予定

(2) 第二次選考：平成29年8月3日頃の予定

7 評価委員会

最優秀提案者の特定までに係る評価は、評価委員会で行う。

8 失格

次の一つに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 評価委員に直接、間接を問わず当該業務に関し連絡を求めた場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 参加申込後、指名停止要綱の規定による指名停止を受けた場合

9 随意契約

市長は、最優秀提案者として特定された者を当該業務に係る随意契約の相手とするものとする。ただし、特定された者に事故等がある場合は、次点者を随意契約の相手方とするものとする。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨：日本語、日本円。なお、数字はアラビア数字を用い、外国語はカタカナで記入すること。
- (2) 現地説明会は行わない。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 無効となる参加表明書又は提案書
参加表明書又は提案書が次の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ プロポーザル作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 非選定及び非特定理由の説明
提案書の提出者として選定されなかった者及び提案書を提出した者のうち最優秀提案者として特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。
- (6) その他
 - ア 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び提案書の提出

者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することはできない。

イ 提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び最優秀提案者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

ウ 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には。参加表明書又は提案書を無効とするともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

エ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することができる。

オ 提出期限以降において参加表明書及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び提案書に記載した配置予定の者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

カ 特定されなかった提案書の返却を希望する場合は、その旨提案書に記載すること。

キ 提案書の提出者として選定された者を公表することがある。

ク 提出された提案書は、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。

ケ 提案書の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。

コ 参加表明書及び提案書の提出は、一者につき1案とする。

サ 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

シ 質疑応答書は、この説明書の修正又は追加とみなす。

【スケジュール（再掲）】

① 関係資料交付	平成 29 年 7 月 13 日（木）AM9～平成 29 年 7 月 24 日（月）PM3
② 参加表明書受付	平成 29 年 7 月 13 日（木）AM9～平成 29 年 7 月 24 日（月）PM5
③ 質問受付	平成 29 年 7 月 13 日（木）AM9～平成 29 年 7 月 18 日（火）PM5
④ 回答期限	平成 29 年 7 月 20 日（木）
⑤ 第一次選考	平成 29 年 7 月 25 日（火）頃
⑥ 提案書提出期限	平成 29 年 8 月 1 日（火）PM3
⑦ ヒアリング	平成 29 年 8 月 3 日（木）頃
⑧ 第二次選考	平成 29 年 8 月 3 日（木）頃